

定 款

一般財団法人防衛医学振興会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人防衛医学振興会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県所沢市に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自衛隊の任務遂行に必要な医学の研究の奨励及び助成並びに医学・衛生思想の普及、啓発等を行うとともに、防衛医科大学校の教職員、学生及び防衛医科大学校病院の患者等に対する福利厚生、援護等を行い、もって、自衛隊の任務遂行に必要な医学の振興と社会福祉の向上を図り、防衛基盤の育成強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊の任務遂行に必要な医学の研究の奨励及び助成に関すること。
- (2) 自衛隊の任務遂行に必要な医学・衛生思想の普及及び啓発に関すること。
- (3) 医学に関する図書、雑誌等の刊行及び研究会その他各種講演会の開催又はこれらの助成に関すること。
- (4) 防衛医科大学校の教職員、学生等の教育、福利厚生等の援助に関すること。
- (5) 防衛医科大学校病院の患者等の援護及び便益の供与に関すること。
- (6) 防衛医科大学校病院の患者等に対する調剤に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第3号までの事業は、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

(基本財産)

第7条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を要する。

(運用財産)

第8条 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第11条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなくてはならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

- 第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第13条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告書については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

- 第14条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を経て評議員会の承認を得なければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 本会に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が1,250,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第24条 評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

(決 議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

- 第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選出された評議員の2人が、記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第27条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 7人以上14人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人を理事長とする。
- 3 前項の会長及び理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。

- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会長の意を受けて本会の業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会長及び理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第31条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
 - 3 増員により選任された理事任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第32条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第33条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等と

して支給することができる。

(顧問)

第34条 本会に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び理事長の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、定例理事会を毎事業年度2回以上開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第

197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第43条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の配分)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 職員等

(職員)

第46条 本会の事務を処理するため、第2条に定める事務所に所要の職員を置く。

2 職員（重要な使用人を除く。）は、理事長が任免する。

（組織及び運営）

第47条 事務所の組織及び運営に関しては、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第48条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

（委 任）

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第

10条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の理事は、次に掲げる者とする。

職名	氏名
代表理事	鳥潟 親雄
代表理事	清水 繁
理事	今井 順
理事	國富 道人
理事	栖雲 正夫
理事	竹内 昭彦
理事	田中 勸
理事	鎮守 條子
理事	角田 榮子
理事	永田 一郎
理事	中村 宏
理事	名取 孝行
理事	渡辺 正二

4 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

奥森 雅直
加々美 光安
田中 守男
千ヶ崎 裕夫
中嶋 徹
芳賀 稔
山崎 彌代一